

# 労働安全衛生ニュース No.4 (2019年3月29日号)

発行:フード連合(労働局)

平成31年4月1日施行・改正労働安全衛生法のチェックポイント  
Check③「産業医の機能・権限強化」を踏まえた安全管理体制が整備されていますか？

## I 産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備

Check Point

- 産業医が労働者からの健康相談に応じるために、事業主は以下の措置を講じていますか？

	具体的な内容
労働者への周知	産業医による健康相談の申出の方法（健康相談の日時、場所等含む）
	産業医の業務の具体的内容
	労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い方法
上記の周知方法	掲示、書面による通知、イントラネット等

「事業主は、産業医等が労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等を講ずるように努めなければならない」とする規定が新たに設けられます（努力義務）。

## I 産業医の権限強化

Check Point

- 産業医にどのような権限が付与されているか把握していますか？

長時間労働を是正し、企業における労働者の心身の健康を確保するため、産業医の権限が強化されます。

	内容
産業医の権限	・ 事業主または総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
	・ 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
	・ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること
	・ 労働者の健康を確保するため必要があるとき、産業医は事業主に対し、必要な勧告を行うこと ※勧告を受けたとき、事業主は衛生委員会または安全衛生委員会に報告しなければならない（義務化）
事業主から産業医への情報提供	・ 業務上の措置の内容
	・ 長時間労働者に関する情報
	・ 労働者の業務に関する情報であって、産業医が健康管理を行うために必要と認めるもの

※上記のほか、労働者が安心して面接指導等の健康管理を受けられるようにするため、労働者の健康情報の適正な取り扱い方法についても規定されます。

労働安全衛生ニュースNo. 1～4にわたり、「平成31年4月1日施行・改正労働安全衛生法のチェックポイント」と題し、法改正内容と対応すべきポイントをご紹介してきましたが、準備は万全でしょうか？労働者が安全で快適に仕事が行えるよう、労働組合としても法改正の内容をしっかりと把握し、実践されるようチェックしていきましょう！

ニュース内容に関する詳細を知りたい場合はこちらもチェック！

[基発1228第16号労働安全衛生法の解釈について（厚生労働省HP・通達・労働安全衛生法関係を参照）](#)